

## 佐賀県告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 7 の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定を取り消した。

令和 6 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所又は事務所の所在地	指定取消年月日	対象となる歳入
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	令和 6 年 4 月 1 日	さとふる経由の寄付の受け入れ